

# みどり通信

第182号 2010. 11. 8

## CONTENTS

● 一言発言	P1	● 一倉 定 経営心得	P10
● 税務	P3	● F X 2 活用事例	P11
● 損害保険	P5	● これからの研修	P14
● 社会保険	P6	● あとがき	P14
● 生命保険	P9	● 営業カレンダー	P15



「加茂のマカロニくん」です



10/17加茂市ではマカロニ祭りが開催され、お天気にも恵まれ大盛況でした。  
 加茂市はマカロニ発祥の地。当日はBSNテレビも取材にきていました。  
 11/13・14には、「加茂秋物語 遊 食 技 商工フェア2010」が開催されます。

社長				担当



※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、11月4日のホームページ掲載のものからです。

## 『なるほど・だからこそ・書く・・・』

事務所内の配置換えを先日実施。そのため、その前日に自身の周辺にたまった書類を整理していると、なるほど・・・という書類が次々に出てくるではありませんか。

当然、そのたびにそれらを読みふけていると整理が終わるはずがありません。夜遅くにようやく片付いた次第。

その整理時に目にとまった雑誌の記事がありましたので紹介します。その記事は、日本成功学会の黒木安馬氏の講演の要旨。黒木氏は日本航空の国際線客室乗務員として3年間乗務。2002年の春、総飛行時間2万時間、地球をなんと700周分をまわって、日本成功学会社長に就任した方です。

・・・「人生はお一人様一回限り」と神様は決めています。確かに人生はやり直しはできません。しかし「出直し」ならすぐにできるのです。せっかく出直すならよりよい人生を送った方がいいはずで  
す。多くの成功者に会いましたが、彼らにはある共通点があります・・・

と述べて、その一部を次のように披露しています。

…まず、「しかし」という言葉を使わないでください。世界中で成功者といわれる人たちは、必ずしも学歴や教養があったから成功したわけではありません。会話の中でマイナスの言葉を使わないのです。

人間の心の中には、①認められたい ②ほめられたい ③お役に立ちたい、という3匹の綱が住んでいます。成功者たちは「しかし」の代わりに「なるほど」という言葉を使います。人を殺すも生かすも言葉次第。逆説の言葉を使って人の気分を逆撫でしてもよい人生は送れません。他人を変えるより自分を変えるほうが早いのです。

二つ目は、「だから」ではなく「だからこそ」という言葉を使ってください。つまり「なぜできないか」ではなく、「どうすればできるか」を考えるのです。人間は自分が発した言葉で自分を暗示にかけます。何事もプラス思考。必要以上に明るいことを「便所の100ワット」いいますが、皆さんはそれを目指してください。

三つ目は、「書く」ということです。人間はすぐに忘れてしまう動物です。ですから「夢」や「目標」を書き出して、忘れないようにしてください。人間は思った通りの人間にしかありません。だからこそなりたい人間像をイメージするのです。一説ではアインシュタインやエジソンのような偉人でもメモ魔だったといわれます。

以上の三つのポジティブな心がけによって、人生を切り開いてください。皆さんの「成幸」を心より祈念しています…

ぜひ、成功者の三つの共通点をまねしたいものですね。

税理士 山 口 昇

## 税 務

### 使用人等の発明等に対して、報償金などを支給したときの税務上の取り扱いについて

昨今の厳しい経営環境の中でも、社員の仕事への取り組みに対するモチベーションの向上や、企業の体質改善・更なる健全化のためのコスト削減や業務の効率化を目的として、定例的に会社の業務改善に貢献した社員を表彰し報奨金を支払うといったことを実施している会社があります。

このような業務改善に貢献する有益な発明、考案等をした使用人等に対して使用者(会社)が支給する報奨金、表彰金、賞金等については、受け取った個人の側の所得区分の判断は、次のように規定されています。

#### ◇発明等に係る特許を受ける権利や特許権の承継に対して支給する場合

業務上有益な発明、考案又は創作をした人に対して、その発明、考案又は創作に係る特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権、意匠権を使用者が承継することにより支給するものについては、

① その権利の承継に際し一時に支給されるものは「譲渡所得」

② その権利を承継した後において支給されるものは「雑所得」

として取り扱われます。

#### ◇使用人等が取得した特許権等について権利を設定したことにより支給する場合

使用人等が取得した特許権、実用新案権や意匠権について通常実施権又は専用実施権を設定したことにより支給されるものは、「雑所得」となります。

なお、この場合の特許権等の使用料は、源泉徴収の対象となる報酬・料金に該当するため、支給するとき10%（1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20%）の源泉徴収が必要です。

#### ◇特許等を受けるまでには至らない発明や工夫に対して支給する場合

社内提案制度等において、事務や作業の合理化、製品の品質の改善や経費の節約等に寄与する工夫、考案等をした人に対して支給される場合には、

① その工夫、考案等がその人の**通常の職務の範囲内である場合には「給与所得」**

② **通常の職務の範囲外**である場合で、一時に支給されるものは「一時所得」

③ **通常の職務の範囲外**である場合で、その工夫、考案等の実施後の成績等に応じ**継続的に支給**されるものは「**雑所得**」として取り扱われます。

#### ◇災害防止等の功績により一時に支給する場合

災害等の防止又は発生した災害等による損害の防止等に功績のあった人に一時に支給する場合には、次のように取り扱われます。

① その防止等がその人の**通常の職務の範囲内**である場合には「**給与所得**」

(例えば、災害の防止等を本来の職務とする守衛等に、その防止等の功績に対して支給する場合には、給与所得(賞与)となります。)

② その防止等が**通常の職務の範囲外**である場合には「**一時所得**」

#### ◇篤行者として社会的に顕彰され、使用者に栄誉を与えた人に一時に支給する場合

人命救助等の篤行により社会的に顕彰され、使用者に栄誉を与えた人に一時に支給されるものは、「**一時所得**」となります。

上記でも何度か出てきましたが、支給する会社側では「**通常の職務の範囲内**」「**内**」か「**外**」かの判断がとても重要になってきます。通常職務の範囲内であった場合には、給料扱いでの所得税課税となりますので、源泉所得税の対象となり会社側でも源泉徴収義務が生じますし、また、支払先が役員に対するものであれば、不定期給与に該当することとなり、法人税の計算においても損金不算入となります。

一例としては、提案制度が、ある一定の部署に限定されたり、提案が義務づけられ、これに関する作業などが勤務時間内でも認められるものであれば「**通常の職務の範囲内**」に該当すると考えられますし、資格取得時に出す報奨金などは、「**現物支給の給与**」として取り扱われます。

いずれにしても、税務上のトラブル回避のためにも、「**行為の目的**」と「**支払う金額**」をしっかりと文書で明示しておくことが重要となります。

また、上記のうち「**一時所得**」とされる報償金は、その支払いについては法人からの贈与に該当して対価関係が認められませんので、消費税の計算においては、課税仕入れには該当しないこととなります。(課税対象外取引)

年末まであと2ヶ月を切り、年末調整の準備がいろいろと必要な時期になりました。上記のうち「**給与所得**」と判断されるものについては、そちらも含めた上で年末調整計算が必要となってきます。自社の取り扱いがどのようになっていたか等、今一度ご確認をお願いいたします。

ご不明な点は、各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

# 「風災・雹災・雪災」によって発生した損害 「実損型」で手厚くお応えします！

従来の火災保険では、風災・雹災・雪災による損害を受けた場合、損害額が20万円未満の場合は補償されないケースがありました。

「損害の額にかかわらず補償」タイプ（実損型）では損害額が20万円未満でも損害の額を全額補償しますので、安心です。

## ●例えば……台風で自宅に損害があったとき

※ 保険金額（ご契約金額）2,000万円、保険金の支払金額が新価の場合

これまでは……

補償タイプ \ 損害額	15万円	25万円
【損害額が20万円以上の場合に補償】タイプ	損害保険金額 0円	損害保険金額 25万円

これからは……

補償タイプ \ 損害額	15万円	25万円
【損害の額にかかわらず補償】タイプ （実損型）	損害保険金額 25万円	損害保険金額 25万円

※風災・雹災・雪災については、損害保険金に対して自己負担金を「なし」をお選びいただいた場合に実損となります。その他、自己負担額「3万円」「5万円」「10万円」を選ぶこともできます。

※保険の対象である建物、または保険の対象である家財を収容する建物が専用住宅、共同住宅及び店舗や事務所などの併用住宅に限られます。

※少額な損害でも実損払いで補償は安心です。ぜひご検討下さい。  
詳細につきましては、当事務所担当までお問い合わせ下さい。

# 社会保険 Q&A

## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」



控除証明書とは何ですか。



平成17年分の所得から、国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たって、納付したことを証明する書類を確定申告又は年末調整の際に添付等しなければならないこととなりました。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、毎年10月下旬から11月上旬に送られてきます。

なお、10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に控除証明書が送られてきます。

※ 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。



社会保険料控除とは何ですか



社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など)を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付した時に受けられる所得控除のことをいいます。申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額(給与から天引きされた金額も該当します)です。

なお、年末調整の申告において、給与から天引きされた社会保険料(健康保険・厚生年金保険)は、事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料(国民年金、国民健康保険等)を申告書に記載してください。



控除証明書の証明欄にある②見込額とは何ですか。



11月発送の控除証明書を作成した時点の納付方法で、引き続き12月31日までに納めていただいた場合の納付見込額を表示しています。なお、②見込額が表示されない場合もあります。

※2月発送の対象の方は、納付済額が確定していますので、見込額欄はありません。



10月1日以降に控除証明書の証明欄にある「①納付済額」や「②見込額」以上に国民年金保険料を納付したときは、どのように申告すればいいですか。



12月31日までに納付していただいた保険料は、今年の申告(控除)の対象となりますので、控除証明書の①納付済額(②見込額)がある場合は、合計額に追加で納付した保険料額を合算して申告してください。申告の際は、11月にお送りした控除証明書と追加で納付していただいた保険料の領収書の添付が必要となります。

区分A 平成22年度社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

11月発送

DIC 264 DIC 159

料金後納郵便  
親展

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

控除証明書専用ダイヤル(平成23年3月15日まで)  
☎0570-070-117

送付先

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 住所 証明日 平成22年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

平成22年中の納付済保険料額

**① 納付額**

**② 見込額**

**③ 合計額**

左の「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料を合計した額です。「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料を合計した額です。

年	納付対象月											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平22	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平21	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平20	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平19	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平18	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平17	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平16	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平15	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平14	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平13	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平12	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平11	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平10	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平09	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平08	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平07	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平06	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平05	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平04	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平03	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平02	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
平01	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済

①口座振替で毎月納付されている方へ  
・保険料の納付期間は、翌月末日(末日が休日等の場合は翌月最初の営業日)です。  
・11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)の口座振替日は、翌年1月4日となりますので、その保険料は見込額に含めておりません。(翌年分の控除対象となります。)

②社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ  
・「③合計額」欄に額の記載がある方は、「③合計額」欄の額を申告してください。  
・「③合計額」欄に額の記載がない方は、「①納付済」欄の額を申告してください。  
これらの額で申告する場合は、この証明書を申告書に添付等をしていただく必要があります。  
ただし、証明日から12月31日までの間に上記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左記の「①納付済」欄の額(②見込額がある場合は、「③合計額」欄)に追加した額を申告してください。その際は、追加した分の領収証書も添付等が必要です。

- 7 -



家族(大学生の子供等)の国民年金保険料を納付したときは、どのように申告すればいいですか？



ご自身の社会保険料と合わせて申告できます。  
配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納付したときは、納付した方がその保険料額を申告することができます。



控除証明書をなくしてしまったのですが再発行できますか。



再発行は可能です。紛失等により再発行が必要な際には、下記まで連絡をお願いします。(連絡をしてから、おおむね1週間程度かかります。)

なお、再発行は、最寄りの年金事務所でも可能です。

**控除証明書専用ダイヤル (0570-070-117)**

**【専用ダイヤルの開設期間】**

平成22年11月1日～平成23年3月15日

**【受付時間】**

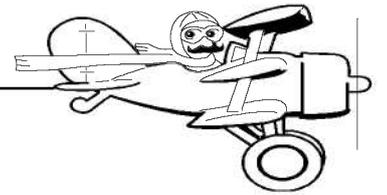
- 月～金曜日 (午前8:30～午後5:15)  
※ 月曜日 (月曜日が休日の場合は火曜日) は午後7:00まで受付
- 第2土曜日 (午前9:30～午後4:00)  
※ 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせ下さい。



## 今回のテーマ

### 保険料負担を軽減させるには!?



今回は、保険料負担を軽減させて、保険に加入する方法を考えてみましょう。  
 生命保険の本来の目的＝保障を得るのに最低のコストで加入する方法は？  
 現在では、各保険会社からさまざまな保険商品が提供されています。  
 その一部を紹介しますので、ぜひご参考にしてください。

### ★なるべく安い保険料負担で加入するために－【健康体料率の活用】

健康状態の良好な方の保険料を割引する制度です。  
 加入条件としては、「身長と体重のバランス」・「血圧の数値」・「喫煙の有無」等によって判断します。

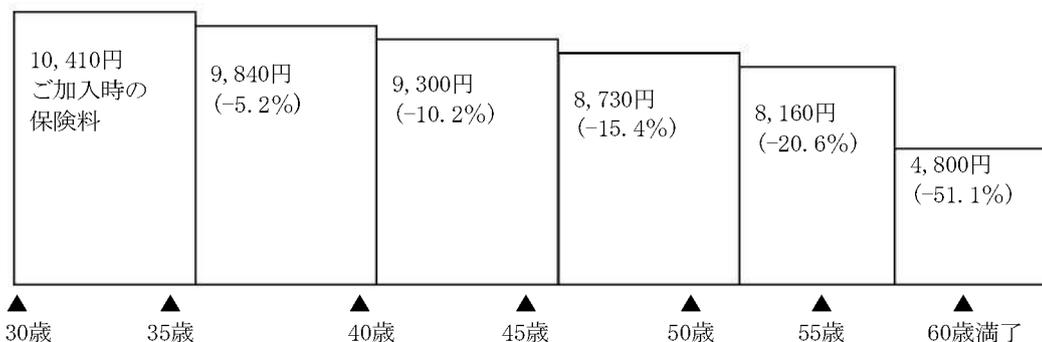
《保険料例：定期保険、男性、保険金額3000万円、保険期間60歳満了、全期払、口振月払》

契約年齢	標準体	喫煙健康体		非喫煙標準体		非喫煙健康体	
			対標準体		対標準体		対標準体
30歳	9,240円	9,060円	▲1.9%	7,680円	▲16.8%	6,720円	▲27.2%
40歳	12,300円	12,060円	▲1.9%	10,110円	▲17.8%	8,700円	▲29.2%
50歳	17,400円	17,100円	▲1.7%	14,370円	▲17.4%	12,240円	▲29.6%

### ★将来的な保険料負担を軽減させるために－【保険料逡減払の活用】

主契約の保険料が、5年ごとに初年度保険料の5%相当額ずつ減少し、保険期間満了直前5年間は、初年度保険料の50%相当額となる方式です。  
 (ただし、保険料の下限は、保険期間を通じて初年度保険料の50%相当額となります。)

《保険料例：収入保障保険、30歳男性、年金月額30万円、保険期間60歳満了、全期払、口振月払》



( ) 内はご加入時の保険料に対する減少の割合

今回は保険料負担を軽減させて保険に加入する方法をご紹介いたしました。  
 また、保障内容自体の見直しや各種制度を組み合わせることで、より一層  
 安い保険料負担で必要な保障を準備することも可能です。  
 具体的なお相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。



<担当:西丸保幸>

# 一倉 定の経営心得シリーズ

その十三

環境整備には、いかなる社員教育も、  
どんな道徳教育も足下にも及ばない。

環境整備は、これを行った人々の心に革命をもたらす。「いかなる社員教育も、どんな道徳教育も、足下にも及ばないものだ」というのが私自身でイヤという程思い知らされていることである。しかも、ただ一社の例外もないのである。多くの社長は、というよりも日本中の殆どの社長がこのことに気がついていないのは誠に残念である。社運の隆盛は、運というよりも、自らの努力で勝ち取るものである。というのが私の持論だが、それは、まず環境整備から始めるべきである。…

武芸でも芸事でも、大工でも左官でも丁稚小僧でも、いやしくも、それが大切なことである限り、水くみ、薪割りなどとならんで、修行の第一歩は常に「掃除」だった。昔の人は、この掃除がいかに重要であるかを、すなわち、これをやらなければ人間形成はできないことをよく知っていたのだ。

# 「プログラムダウンロードサービス」で最新のシステムを利用頂けます。!

事務所ホームページから、3つのステップで『PX2』『SX2』の『最新プログラム』をご利用いただけます。

## ステップ1 当事務所ホームページに接続

TKC戦略経営者メニュー-21 [2010年01月版]

**TKC戦略経営者メニュー-21**  
Strategic Manager System  
株式会社 堤食品

■最新の業績管理システム

財務会計	販売管理 SX2	給与計算 PX2	取引先顧客・仕入情報	部門・社員情報	建設原価見積書DB	ふるさと求人情報
売上計画 資金計画	固定資産 減価償却	電子納税 かんたんキット	企業格付	戦略経営者 ローン	ウィルス対策 プログラム起動	会計事務所 専用

■インターネット

自社ホームページ 立上げ・更新	会計事務所 ホームページ	<b>プログラム ダウンロード・更新</b>	Eメール
戦略経営者 システムQ&A	USBメモリからの プログラム更新		

①クリック

TKCプログラムダウンロード

会計事務所ホームページからのプログラムダウンロード

<TKCコンピュータ会計事務所からのご案内>  
当事務所のホームページからTKCプログラムをダウンロードします。  
「プログラムダウンロード・更新」処理を進めるには、当メッセージの  
[OK]ボタンをクリックしてください。  
続いて、会計事務所ホームページが表示されますので、「TKCプロ  
グラムダウンロード」を選択してください。

<ブロードバンド導入済みの場合のみご利用ください!>  
当サービスでは、現在ご利用のTKCプログラムの最新版をダウン  
ロードできます。  
なお、プログラムの改訂規模等により、プログラムサイズが大きい場合  
もありますため、ブロードバンド導入済みであることをご確認のうえご利  
用ください。

[OK] [キャンセル]

新潟県加茂市の税理士事務所です。中小企業支援、  
り組み、保険によるリスクマネジメントのアドバイスも

創業支援・経営革新支援の専門

**山口昇税理士事務所**

税理士・山口昇は中小企業の経営指導の経験が豊富。各公的機関との密な連  
携のもと、中小企業支援、経営計画、節税対策、創業支援、経営革新に積極的に取  
り組み、保険によるリスクマネジメントのアドバイスも致しております。

〒959-1393 新潟県加茂市旭町15番30号 TEL:0256-52-6869/FAX:0256-52-1674

②確認して  
クリック

MENU

- トップページ
- 基本業務
- 支援業務
- 特別業務
- 事務所案内
- 事務所方針

お客様は **182688** 人目のご訪問です。ありがとうございます。

**なりゆき経営で満足ですか?**

■これからは財務情報に基づいた計数的経営が重要です。  
■後継者への事業継承にお悩みの方、ご相談ください。

**節税 納税申告** でお悩みではないですか?

■節税対策はお済みでしょうか?  
■節税対策でご苦労されていませんか?

③クリック

TKCシステムQ&A

**TKCプログラムダウンロード**

社会福祉法人会計Q&A

堤啓士税理士事務所はTKC全国会会員です

TKC全国会

TKC全国会は、租税正納の実現をめざし  
関与先企業の業績の繁栄に責任する  
わが国最大級の職業会計人集団です。

最新情報  
【求人情報】当事務所スタッフ  
募集中です!!!

当事務所は中小企業の「創業・経営革新」を積極的に支  
援しています。

最終更新日 2010-11-01

メルマガ登録はこちら

所長のひとりごと

# ステップ2 プログラムをダウンロード



## TKCプログラムダウンロード【当事務所のお客様専用】

この機能は、当事務所のお客様が「TKC戦略経営者メニュー21」から接続した場合にのみご利用になれます。当事務所のお客様以外の方は、ご利用になれません。

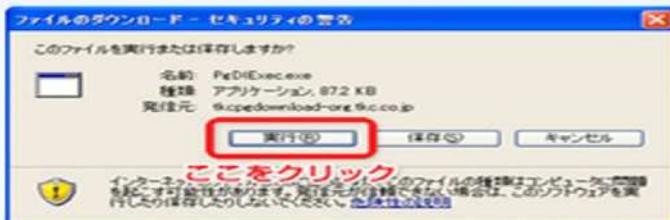
当事務所のお客様がご利用のTKCシステムを、最新版に更新します。

**TKCプログラムダウンロード開始**

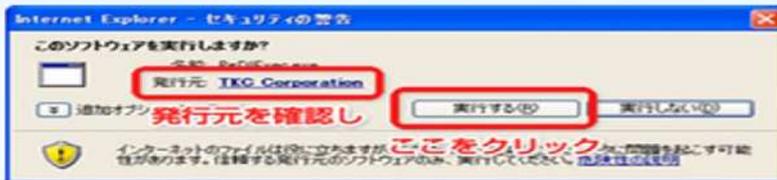
### ■TKCプログラムダウンロード利用上のご注意

- 「TKCプログラムダウンロード開始」ボタンをクリックすると「ファイルの警告」ダイアログが表示されます。「実行(R)」ボタンをクリックしてください。

**①利用上の注意を確認してクリック**



- 続いて、ソフトウェアを実行するか否かを選択するダイアログが表示されますので、発行元がTKC Corporationであることを確認し、「実行する(R)」をクリックしてください。



- 続いて、<TKCプログラムダウンロード>の画面が表示されますので、画面の説明に沿ってご利用ください。

TKCプログラムダウンロード

< TKCプログラムダウンロード >

貴社で現在ご利用のダウンロード可能なTKCシステムや、ご利用版数等は次の通りです。

システム名	ご利用の版数	最新版数	改訂種類	改訂内容	ファイル	予想時間
時間給与情報システム(PX2)	2009年11月版	2010年03月版	法改正	確認	17MB	2分

**②ここをクリックしてチェック**

1. 「最新版数」欄が赤字のシステムは、当該赤字の版数が最新版です。  
[ダウンロード開始]ボタンをクリックすると、システム名の先頭にチェックのついてるシステムの最新版プログラムをダウンロードできます。

2. 「改訂内容」欄の[確認]ボタンをクリックすると、改訂内容の詳細  
ダウンロードするプログラムの改訂内容を事前に確認する際に

**③クリック**

[ダウンロード開始] [キャンセル]

1-1 介護保険料率改定への対応

(1) 法改正の内容  
全国健康保険協会が管掌する健康保険の介護保険料率が、「11.9/1000」から「15.0/1000」へ引き上げられました。【健保法100⑧】  
改定後の保険料率は次の通り適用されます。

1	給与	平成22年3月分(4月締付期)以後の給与
2	賞与	平成22年3月1日以後に支給される賞与

(2) システムの改訂内容  
全国健康保険協会管掌の健康保険に加入の場合に、新しい介護保険料率の適用時期を自動判定し、介護保険料を計算します。

1-2 健康保険の一般保険料率(都道府県単位保険料率)改定への対応

法改正の内容  
全国健康保険協会が管掌する健康保険の一般保険料率(都道府県単位保険料率)が、「82/1000」(現行の全国平均)から「93.4/1000」(現行の全国平均)へ引き上げられました。【健保法100③】  
都道府県ごとの一般保険料率は、この全国健康保険協会のホームページから確認できます。  
改定後の保険料率は次の通り適用されます。

1	給与	平成22年3月分(4月締付期)以後の給与
2	賞与	平成22年3月1日以後に支給される賞与

(2) システムの改訂内容  
全国健康保険協会管掌の健康保険に加入の場合に、新しい一般保険料率の適用時期を自動判定し、一般保険料を計算します。

注1: 特定保険料率、基本保険料率を入力している場合について  
一般保険料率の内訳である特定保険料率及び一般保険料率は、登録は必須ではありません。そのため、システムではこれらの保険料率については自動更新していません。  
つきましては、給与支払明細書へ各保険料額の内訳を印刷する場合は、給与タブ14「介護保険情報の確認(修正)」の「社会保険情報の確認」で、改定後の特定保険料率と基本保険料率に変更してください。

注2: 健康保険組合に加入している場合の介護保険料率及び一般保険料率について  
介護保険料率及び一般保険料率は健康保険組合ごとに異なります。そのためシステムでは、保険料率の改定の有無等を確認、いただくメッセージを表示するのみとしています。  
つきましては、加入先の健康保険組合に介護保険料率及び一般保険料率の改定の有無をご確認ください。

## ステップ3 プログラムをインストール



TKCプログラム更新

< TKCプログラム更新 >

以下のプログラムのダウンロードを完了しています。

システム名	ダウンロードした版数	改訂種類	改訂内容	更新時期の指定
戦略給与情報システム(PX2)	2010年03月版	法改正	確認	<input checked="" type="radio"/> すぐに更新 <input type="radio"/> 後で更新

①「すぐに更新」をクリックしてチェック

「更新時期の指定」欄で、ダウンロードした最新版数のプログラムへすぐに更新するか、後で更新するかを指定してください。

「すぐに更新」を選択したプログラムは、[OK]ボタンクリックで更新できます。

「後で更新」を選択したプログラムは、次回「戦略経営者メニュー21」起動時に更新できます。

OK キャンセル

PX2

2010年03月版

セットアップ

プログラムをシステムに登録中です...

30%

**100%になったら  
終了です！  
お疲れ様でした！**

# これからの研修

- |                  |          |                               |
|------------------|----------|-------------------------------|
| TKC生涯研修 公開講座     | 講師：福島正伸氏 | 「今求められているのは<br>人をやる気にさせるリーダー」 |
| 燕三条ワシントンホテル      |          | 11月9日（火） 13:00 ～ 17:00        |
| TKC経営革新セミナー      |          |                               |
| 加茂産業センター         |          | 12月6日（月） 13:30 ～ 16:30        |
| TKC生涯研修 公開講座     | 講師：横田英毅氏 | 「人が生きる企業経営」                   |
| ANAクラウンプラザ ホテル新潟 |          | 12月8日（水） 10:30 ～ 12:30        |



## あ と が き

NHK合唱コンクール、市内の小・中学校の音楽発表会など、10月は合唱を聴く機会に多く恵まれました。

ホールいっぱいに響き渡る歌声は、聴いている人の心を揺さぶり大きな感動を生みました。ひとりひとりが指揮棒にあわせて体全体で表現し、みんなで素敵なハーモニーを創りあげていました。

仕事は、合唱に似ているような気がします。ひとりひとりが自分のすべきことを本気でする。自分の立ち位置を考えながら。みんなと同じ方向を向いて。周りの様子を見、聴きしながら。

心を合わせて、お客様に喜んでいただける仕事をしていきたいと思えます。

山 口 幸 子

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



## 12月



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp